

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)【令和6年(2024年)6月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、継続して算定する場合は、変更された要件を確認してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問 リハビリテーション) 【新設】	なし *基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。 (虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
リハビリテーションマネジメント 加算 (訪問リハビリテーション) 【要件変更】	なし *加算(口)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。
リハビリテーションマネジメント 加算に係る医師による説明 (訪問リハビリテーション) 【新設】	なし
口腔連携強化加算 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問 リハビリテーション) 【新設】	<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11) <input type="checkbox"/> 歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号) ※	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)

※ 「事業所評価加算」は削除となりました。